

建設リサイクル法届出済表示制度が実施されます

平成 16 年 5 月 7 日

2002 年 5 月より、建設リサイクル法が施行され、該当工事について分別解体や再資源化が義務付けられ、事前届出が求められているところですが、2 年間の行政によるパトロール結果では、必ずしも万全な施工体制とはいえない状況との評価であります。

このたび、愛知県及び名古屋市より届出済みかどうか一目で確認できるように、この 5 月 31 日届出分よりステッカーを交付する旨、通知がありました。

交付されたステッカーは工事業者登録票、工事看板などの一角に貼り付け表示することとなり、表示されていない場合、“無届”と判断されますので、注意が必要です。

尚、ステッカーの交付は届出窓口から工事発注者へ行われますので、発注者との連絡を密にしておく必要があります。

ステッカーの様式を参考までに下記に示しますが、愛知県と名古屋市ではわずか様式が異なることを承知しておいてください。又、名古屋市以外の豊橋市、岡崎市、西尾市も県様式に倣った統一様式を別途作成予定でありますので、当該窓口において確認してください。

